

NO.210



(公社)神奈川労務安全衛生協会

横浜南支部

〒231-0011

横浜市中区太田町1-20

三和ビル4F

TEL 045(651)4701

FAX 045(651)0862

発行責任者 片平不二雄

印刷 山陽印刷(株)

2019年度第70回全国労働衛生週間

横浜南地区推進大会を開催

片平横浜南支部長



2019年度第70回全国労働衛生週間が例年どおり9月中を準備期間、10月1日から7日までを本週間として全国的に展開されます。この労働衛生週間を一層有効なものにするため9月5日に横浜市開港

記念会館において(公社)神奈川労務安全衛生協会横浜南支部を含む災害防止11団体主催により「横浜南地区推進大会」を開催し、約330名の参加を得て盛大な催しとなりました。

大会は、横浜中央工業会会長 野口一平様による開会のことばに引き続き、主催者を代表して、(公社)神奈川労務安全衛生協会横浜南支部長の片平不二雄様が挨拶を行い、次に、ご来賓である横浜南労働基準監督署長の古屋強様よりご挨拶をいただきました。横浜南労働基準監督署副署長 黒澤淳一様が「今年のスローガンは、『健康づくりは人づくり みんなでつくる健康職場』であり、このスローガンの下、労働衛生意識の高揚及び自主的な労働衛生活動の定着を目指した一層の促進をお願いします」と述べられました。

神奈川産業保健総合支援センター 蒲谷竹美様からは、「治療と仕事の両立支援事業について」説明がされました。当センターは2016年度から労働者が治療をしながら働くことができる職場環境づくりの支援に取り組み、2018年度労働者40名からの相談対応の実績、分析が紹介されました。

大塚製薬(株)石塚菜依様からは、「睡眠の質の向上」と題して講演がありました。睡眠不足が続くと知らず知らずのうちに脳や身体への悪影響が蓄積してしまう恐れがありますので睡眠不足の蓄積に注意が必要ということです。



古屋労働基準監督署長



良質な睡眠の3つのポイントとして、時間(個人差はありますが6から8時間は眠る)・質(適度な運動)・リズム(リラックスした入浴)が上げられました。

また「平日と休日の就寝・起床のリズムのズレ」により海外旅行時の時差ボケに近い不調を引き起こすソーシャルジェットラグは、その影響として、体内時計の乱れ、週明けの眠気や疲労感を持つものになります。そうならないためには休日も平日も同じ時間に起きる(難しいときも一度は起きてうまく昼寝を取り入れる)、起きたら太陽の光を浴びる、朝食を食べることが大切ということです。

特別講演では、北里大学医学部 公衆衛生学 講師として、ご活躍されている医学博士 江口尚様より「治療と仕事の両立支援の実際～大切な従業員に長く働いてもらうために～」と題し講演がありました。両立支援の大前提は「難病=働けない」という先入観を持つのではなく、働く意欲のある人たちの意向や意思を尊重し、勤労の継続を無理強いするものではないということです。

治療と仕事の両立支援は、事業者の協力なしには進むことが出来ません。事業者は従業員に対して対話・コミュニケーションを持つことが重要で特殊な対話能力は必要ではなく、対話する姿勢が大事になります。従業員は自分の病気や治療の正しい理解と必要な情報を事業者に提供し共有することが重要になります。

難病のある人たちが健康管理と職業生活を両立させるための課題を整理し一步一步取り組んでいくことが大切です。



安全部会

KYTリーダー養成講習会

この講習会は、KYTリーダーの養成を目的としたもので、KYTトレーナーの大崎氏に講師をお願いして、今年度、第1回目（年2回）を開催いたしました。

講習内容は、受講者を5～6名のチームに分け、自己紹介、役割分担決定から始まり、「KYT基礎4R」・「ワンポイントKYT」や活用技法についてのビデオ講義、それぞれの実技課題をチーム全員で実践し、討議した結果を発表する形式で行われました。

リーダーを中心に、メンバー同士がコミュニケーションを図りながら、積極的にチーム作業を実践し、次第にKYTについての理解を深め、中盤からは活発な意見も飛び交い、具体的な実践の手法を習得されていました。また、終盤にはチームごとに各自の会社における安全活動



開催日：2019年6月20日(木)
場所：万国橋会議センター

参加者：21名

や、課題を共有する時間も設けられました。

厚生労働省が策定した「第13次労働災害防止計画」では、死亡者数を2017年と比較して2022年までに15%以上減少、死傷者数を2017年と比較して2022年までに5%以上減少させるとしております。

この目標達成に向け、危険に対する感受性を醸成し、現場で発生する労働災害を撲滅するため、KYTは大変有効な手法です。当講習を受講された皆さまが、この経験を職場にて水平展開し、KYTリーダーとして事業所の安全活動を牽引され、労働災害防止に繋げていただけることを心より祈念いたします。

次回は11月15日の開催を予定しておりますので、各会員企業の積極的なご参加をお願いいたします。



運営部会

危険体験教育

7月10日(水)日清オイリオグループ株式会社 横浜磯子事業場殿のご協力のもと、危険体感教育を開催致しました。この教育は非常に人気のあるもので、昨年同様に定員を上回る21名の方々にご参加を頂きました。

会場の日清オイリオグループ株式会社殿の危険体験設備「安全塾」は非常に充実しており、今年度は新しく「破瓶体感」を導入するなど、幅広い危険体験ができるものとなっています。

体験設備は、当事業場で過去に発生した「挟まれ、巻き込まれ災害」、「切れ・こすれ災害」、「滑り・転倒災害」などの体感を、実際に作業場で使っている機械を使って疑似体験できる設備があり、参加者全員がその危



開催日：2019年7月10日(水)
場所：日清オイリオグループ(株)横浜磯子事業場

参加者：21名

険性を体感することができます。

また、その他、実際に指差しと声を出しての指差し呼称学習、重量物取扱いによる腰痛体感、薬傷等の危険性とその防止対策についても、実験や実物を使っ

ての説明がなされる等、とても分かり易い工夫がなされています。この危険体感教育により受講者の皆様は、座学では得られない体験ができ、体系的に知識を習得され、危険に対する感受性と意識がさらに上がったものと思います。

今後、危険体験教育を取り入れる企業も多くなっていくことと思いますが、当教育に参加された方々が、この体験を自社の安全衛生教育に役立てて頂けることを期待致します。



労働衛生部会

有機溶剤業務従事者教育

7月12日(金)万国橋会議センターに於いて、「有機溶剤業務従事者教育」を開催いたしました。講師は、有機溶剤業務インストラクターの山科 泰之氏にお願いしまして、7名の参加を頂きました。有機溶剤業務では、使用する溶剤の種類（第一種・第二種・第三種）に応じて事業主が有機溶剤作業主任者を選任し業務上の疾病等を防止することが労働安全衛生法で求められています。また、作業主任者だけでなく実際に業務に携わる従事者にもその危険性や有害性への安全衛生教育をすることが望ましいとされており、当協会では特別教育に準ずるこの有機溶剤業務従事者教育を年1回実施しています。毎年、数多くの参加者が受講されていますが、企業様方の方針の多様性からか今年は若干少ない様でした。



有機溶剤は、業務ではもちろんですが、個人の趣味でも多用され

開催日：2019年7月12日(金)
場所：万国橋会議センター

参加者：7名

ており身近な物ですが、安易に取り扱うと中毒や疾病に成りうるリスクのある揮発性の液体です。子供のころに良く作っていたプラモデルに使っていたと記憶しています。締め切った室内で臭いと思いながらも夢中になって組立てました。無知と言ってしまうかもしれませんが、これが企業では通用しません。局所排気や防毒マスクなど業務上疾病に成らない様に十分に注意し、従事者にも知識を植え付けることが肝要です。有機溶剤中毒は一度疾病に掛かると、不可逆性疾病と言われる元に戻らない病気で一生苦しみながら生活しなくてはなりません。このような疾病が起きると、安全配慮義務が事業主へ必ず問われる時代でもあります。是非、この教育を通して安全衛生に配慮された事業場の構築に寄与し自分自身の体の保護に努力されるよう活躍をお願いいたします。



安全部会

安全衛生推進者養成講習会

労働安全衛生法では、常時10人以上50人未満の労働者を使用する一定の事業所においては、一定の資格要件を満たしている者の中から「安全衛生推進者」を選任し、安全衛生に関する業務を担当させなければならないと定めており、当講習会はその養成を目的に、今年度、第1回目（年間2回）を開催いたしました。

ある地域における統計資料の近年の労働災害発生状況を見ますと、全体の6割以上の災害が50人未満の規模の事業場において発生しており、このような事業場を調査しますと、



「安全衛生管理を担当する者がいない」という所が多く見受けられ、安全衛生推進者を選任し、より一層の労働安全衛生対策の推進が、益々重要となっております。当講習会ですが、各

開催日：2019年7月16日(火)、17日(水) 参加者：16名
場 所：JXTGエネルギー(株)根岸製油所 ENEOSホール

講師より「安全管理」「危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講じる措置等」「安全衛生教育」「関係法令」「健康の保持増進」「作業環境管理と作業管理」についての講習が2日間に亘って行われました。



2016年度より資格要件が改正され、受講最終日に実施されていた修了試験が廃止されましたが、参加者の方々は熱心に聴講されていました。受講者の方々が当講習で学んだ知識を活用し、職場の安全衛生水準の向上が一層図られる事を期待いたします。

第2回目は、来年1月21日の開催を予定しておりますので、各会員企業の積極的なご参加をお願いいたします。

運営部会

職長教育

今年度1回目の職長教育を当横浜南支部役員事業所のJXTGエネルギー株式会社根岸製油所のホールを借用して、受講者27名が参加し、8月21日、22日の2日間に亘り行われました。

職長教育（監督者安全衛生教育）講習会は、労働安全衛生法第60条に定められたもので、「事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当する時は、新たに就くことになった職長その他の作業中の労働者を直接指揮又は監督する者に対し、安全衛生のための教育を行わなければならない」とする法定講習です。



一日目は、RSTトレーナーの畑山講師から職長の役割、職長の職務、作業手順の定め方（班別討議、発表含む）、異常時や災害発生時における措置について講義が行われました。

二日目は、畑山講師

開催日：2019年8月21日(水)、22日(木) 参加者：27名
場 所：JXTGエネルギー(株)根岸製油所

による職場の整理整頓・安全衛生点検および経営教育コンサルタント辻先生によるリスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスクの低減措置等についての講義を受けました。



これらの内容は、労働者を災害から守り、安全に仕事を出来るように指揮命令を行う職長が、身に付けておくべき事柄を学ぶ非常に大切な講習で、現場で部下を指揮命令する場合は、相手が理解できる言葉で具体的に説明し、安全に出来るまで教えることが肝要で、やって見せて教え、やらせて見て間違いを直し、理解するまで繰り返し教え、出来栄を確認することが基本となります。

ひとたび事故が発生すると、事業主に対する安全配慮義務が問われる時代です。今回の教育で学んだことを各事業所の安全・衛生確保に活かして頂くことを期待します。

安全部会

安全管理者選任時研修

労働安全衛生法第11条で、事業者は政令で定める業種および規模の事業所ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、「安全管理者」を選任し、安全に係わる技術的事項を管理させなければならないと定めており、平成18年10月の法改正以降は安全管理者選任時に厚生労働大臣の定める研修（法定9時間）を受講することが義務化されました。また「安全管理者」の転勤、異動等により安全管理者が未選任とならないよう常時、研修修了者を複数名確保しておく事が望ましいとされています。



このような状況から安全部会では、当研修を年間2回開催しており、その2回目として9月10日、11日の2日間に亘り、万国橋会議セ

開催日：2019年9月10日(火)、11日(水) 参加者：41名
場 所：万国橋会議センター

ンターにおいて開催し、台風（15号）一過の残暑の中、総勢41名の受講がありました。研修科目として「安全管理の進め方」「安全教育」「関係法令」「安全衛生水準向上のための自主的活動」等があり、リスクアセスメントの実習においては、少数のグループに分かれ、活発な意見交換により、多様な対策案が提案されました。



「安全管理者」は職場の安全を確保する責務を担うと同時に、危険作業の停止措置や、危険箇所を立ち入り禁止とする重要な「権限」があります。受講者の皆さまが研修で得た知識と、この権限を有効に活用して職場の安全を確保し、労働災害撲滅を推進される事を期待いたします。

第13次労働災害防止推進計画の目標

横浜南労働基準監督署

業種別／対策別		12次防 期間中の 死傷災害	2017年 (基準年)	2018年 (一年目確定値)	13次防 減少目標 (※水準目標)	2022年(最終年)		
						目標値	減少件数	
労働 災害 の 減 少	全産業	死亡災害	23	6	3	15%減少	5	△ 1
		死傷災害	3,510	695	758	5%減少	660	△ 35
	製造業	死亡災害	2	1	0	15%減少	0	△ 1
		死傷災害	415	107	81	10%減少	96	△ 11
	建設業	死亡災害	7	1	0	15%減少	0	△ 1
		死傷災害	381	69	85	10%減少	62	△ 7
	陸上貨物運送事業		420	86	89	5%減少	81	△ 5
	港湾運送業		135	25	22	5%減少	23	△ 2
	第三次産業	小売業	414	87	112	5%減少	82	△ 5
		社会福祉	318	49	79	5%減少	46	△ 3
飲食業		203	36	46	5%減少	34	△ 2	
職健 業 確 性 保 疾 対 策	メンタルヘルス 対策	心の健康づくり計画の 策定事業場把握数 (50人以上の事業場)		645 (70.0%)	67%	80%以上※	737 (80.0%)	+92
		ストレスチェックの 集団分析実施数割合		606 (79.7%)	85%	85%以上※	646 (85%)	+40
	腰痛対策 (休業4日以上)	全業種	167	24	51	5%減少	22	△ 2
	熱中症対策 (休業4日以上)	全業種	(12次防) 13 (死亡0)	-	2	5%減少	(13次防) 12 (死亡0)	△ 1

平成30年度 安全競争結果

項目 算出基準	度数率		安全成績	提出率	安全成績		提出率		順位別		向上度			総合	総合	表彰	前年度	提出率	向上度	
	A	B	C	D	順位	得点	順位	得点	順位	得点	安全成績	提出率	向上度	成績						順位
支部名	下記参照	下記参照	100-(A+B)	下記参照		1~12		1~12	E+F		C-H	D-I	J+K	G+L		N	D-N			
川崎北	0.487	0.008	99.50	72.21	1	12	2	11	23	99.51	75.37	0.00	-3.16	-3.16	19.84	1	優勝	68.88	3.33	3
川崎南	1.116	0.019	98.86	33.03	7	6	9	4	10	98.94	42.25	-0.07	-9.22	-9.30	0.70	10		41.43	-8.40	8
鶴見	0.974	0.026	99.00	34.25	6	7	8	5	12	98.77	41.39	0.23	-7.14	-6.91	5.09	7		42.68	-8.43	9
横浜北	1.599	0.023	98.38	29.78	10	3	10	3	6	98.38	35.81	0.00	-6.03	-6.03	-0.03	11		34.89	-5.11	6
横浜南	0.782	0.020	99.20	44.24	2	11	5	8	19	99.06	57.97	0.14	-13.73	-13.59	5.41	6		54.33	-10.09	11
横浜西	0.941	0.012	99.05	29.20	5	8	11	2	10	99.10	34.24	-0.05	-5.04	-5.09	4.91	8		38.66	-9.46	10
横須賀	1.147	0.023	98.83	42.05	8	5	6	7	12	98.93	42.54	-0.10	-0.48	-0.59	11.41	4		44.02	-1.97	5
藤沢	0.886	0.019	99.09	85.48	4	9	1	12	21	99.02	87.62	0.08	-2.14	-2.06	18.94	2	準優勝	87.10	-1.62	4
平塚	2.218	0.035	97.75	52.38	12	1	3	10	11	98.47	56.15	-0.72	-3.77	-4.49	6.51	5	努力賞	45.14	7.24	1
小田原	1.486	0.034	98.48	46.65	9	4	4	9	13	98.81	42.53	-0.33	4.13	3.80	16.80	3	向上賞	42.41	4.24	2
相模原	1.812	0.050	98.14	40.12	11	2	7	6	8	98.09	65.68	0.05	-25.56	-25.51	-17.51	12		82.44	-42.32	12
厚木	0.896	0.014	99.09	26.00	3	10	12	1	11	99.10	34.28	-0.01	-8.28	-8.28	2.72	9		32.67	-6.66	7
平均				44.617							51.32							51.22		

度数率 A = $\frac{\text{年間死傷者数}}{\text{年間延労働時間}} \times 1,000,000$
 強度率 B = $\frac{\text{年間損失日数}}{\text{年間延労働時間}} \times 1,000$
 提出率 D = $\frac{\text{年間提出数}}{\text{年間事業所数}} \times 100$

総合成績算出基準 M = (E+F) + (J+K) = G+L

但し、優勝・準優勝支部は、過去3年間(当該年度は含まず)の提出率が当該年度の全支部平均以上を条件とする。

監督署だより

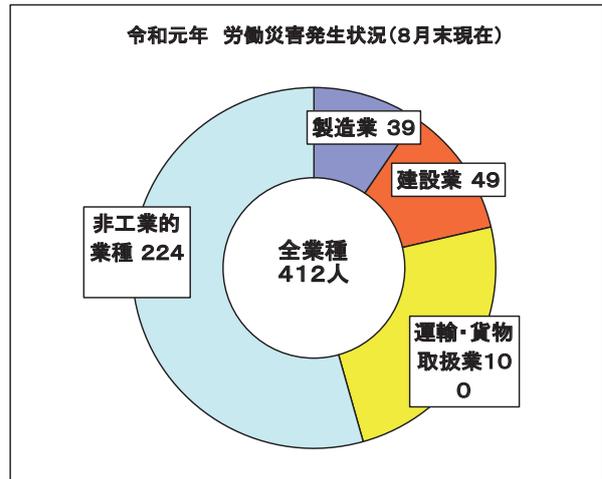
令和元年 業種別労働災害発生状況 (8月末日現在)

横浜南労働基準監督署

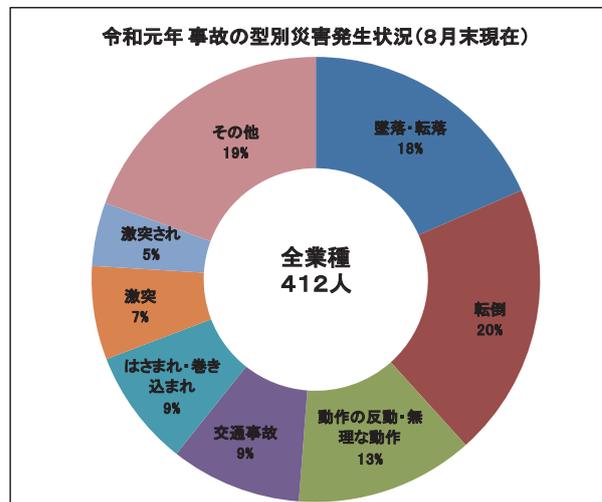
令和元年8月末日現在の横浜南労働基準監督署管内における休業4日以上労働災害による死傷者数は、412人(前年同期418人)で、前年に比べ6人(比率で-1.4%)減少しています。

現在、第13次労働災害防止推進計画(平成30年度～令和4年度)(以下13次防)に基づき、労働災害防止のための各種施策にご協力をいただいております。13次防の初年度であった昨年は、基準年とする平成29年と比べ63人増加(9%増加)する結果となったことから、13次防2年目である本年度は、労働災害の増加に歯止めをかけ、さらに減少に転じさせるため、PDCAサイクルに基づく適切なリスクアセスメントの実施など各事業場における実効のある安全衛生自主管理活動の取組をお願いいたします。

業種区分	令和元年8月末		前年同期		増減	
	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	件数	増減率
製造業	食料品	12		15	-3	-20%
	繊維工業	0		0	0	-
	衣服その他の繊維製品	0		0	0	-
	木材・木製品	0		0	0	-
	家具・装備品	0		1	-1	-100%
	パルプ・紙・紙加工品	0		4	-4	-100%
	印刷・製本	0		0	0	-
	化学工業	1		2	-1	-50%
	窯業土石製品	0		0	0	-
	鉄鋼業	1		0	1	-
	非鉄金属	0		0	0	-
	金属製品	7		5	2	40%
	一般機械器具	7		1	6	-
	電気機械器具	0		2	-2	-100%
輸送用機械等	3		2	1	50%	
電気・ガス・水道業	1		0	1	-	
その他の製造業	7		8	-1	-13%	
小計	0	39	0	40	-1	-3%
建設業	土木工事業	14		9	5	56%
	建築工事業(木建除く)	26		28	-2	-7%
	木造家屋建築工事業	6		12	-6	-50%
	その他の建設業	3		7	-4	-57%
	小計	0	49	0	56	-7
運輸・貨物取扱業	鉄道・軌道・水運・航空業	2		3	-1	-33%
	道路旅客運送業	29		28	1	4%
	道路貨物運送業	41		44	-3	-7%
	その他の運輸交通業	0		0	0	-
	陸上貨物取扱業	15		8	7	88%
	港湾運送業	13	1	17	-4	-24%
	小計	0	100	1	100	0
非工業的業種	農林・畜産・水産業	3		5	-2	-40%
	商業(新聞販売業除く)	71	1	72	-1	-1%
	新聞販売業	4	1	4	0	-
	金融・広告業	4		1	3	-
	教育・研究業	2		3	-1	-33%
	保健衛生業	36		37	-1	-3%
	接客娯楽業	41		28	13	46%
	清掃・と畜業(ビルメン除く)	16		11	5	45%
	ビルメンテナンス業	29		21	8	38%
	その他の事業	18		40	-22	-55%
小計	0	224	2	222	2	1%
合計	0	412	3	418	-6	-1%



- 第13次労働災害防止推進計画目標値 (平成30年～令和4年)
- 全産業 死亡災害15%減 死傷災害5%減
 - 製造業・建設業 死亡災害15%減 死傷災害10%減
 - 陸上貨物運送業・港湾運送業 死傷災害5%減
 - 小売業・社会福祉施設・飲食業 死傷災害5%減
 - 心の健康づくり計画の策定事業場数 70% → 80%
 - ストレスチェックの集団分析実施 79.7% → 85%
 - 腰痛・熱中症の休業4日以上災害 死傷災害5%減



令和元年6月5日に女性の職業生活における活躍の推進等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が改正されました。

令和元年6月5日時点

パワハラスメント対策が事業主の義務となります！ ～セクシュアルハラスメント等の防止対策も強化されます～

改正ポイント1

パワハラスメント対策の法制化

～労働施策総合推進法の改正～

施行時期

公布後1年以内の政令で定める日

※ パワハラスメントの措置義務については、中小企業は、公布後3年以内の政令で定める日までの間は、努力義務となります。

※ 改正法は令和元年6月5日に公布。
中小企業の定義：<https://www.chusho.met.go.jp/soshiki/yusaku.html>

- 職場におけるパワハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることで事業主の義務となります（適切な措置を講じていない場合には是正指導の対象となります）。
- パワハラスメントに関する紛争が生じた場合、調停など個別紛争解決援助の申出を行うことができるようになります。

※ 企業規模等によって義務化の時期が異なりますのでご注意ください。

職場におけるパワハラスメントとは、以下の**3つの要素をすべて満たすもの**です

- ① 優越的な関係を背景とした
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により
- ③ 就業環境を害すること（身体的若しくは精神的な苦痛を与えること）

※ 適正な範囲の業務指示や指導についてはパワハラに当たりません

- 職場のパワハラスメントの定義や事業主が講ずべき措置の具体的内容等については、今後指針において示す予定です。
- 雇用管理上の措置の具体的内容（実行のセクハラ防止の措置義務の内容を踏まえて今後検討）
 - ▶ 事業主によるパワハラ防止の社内方針の明確化と周知・啓発
 - ▶ 苦情などに対する相談体制の整備
 - ▶ 被害を受けた労働者へのケアや再発防止 等

パワハラに関するQ&A

職場とはどこまでを 含みますか？

「労働政策審議会建議」においては、「職場」とは、業務を遂行する場所を指しますが、通常就業している場所以外の場所であっても、業務を遂行することを指している場合は「職場」に含むことを指針で示すことが適当とされています。

優越的な関係とはどのような 関係を指しますか？

「職場のパワハラスメント防止対策に関する検討報告書」においては、パワハラを受ける労働者が行為者に対して抵抗又は拒絶することできない蓋然性が高い関係に基づいて行われることで、例えば、以下の場合も含むとされています。

- ・職務上の地位が上位の者による行為・同僚又は部下による行為で、当該行為を行う者が業務上必要な知識や豊富な経験を有しており、当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行を行うことが困難であるもの

※ いずれも、詳細については、指針において示される予定です。

改正ポイント2

セクシュアルハラスメント等防止対策の実効性の向上 ～男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法の改正～

- 1 セクハラ等の防止に関する**国・事業主・労働者の責務が明確化**※されます
(セクハラ、いわゆるセクハラも同様(2、4も同じ。))
※ セクハラ等にはならないものであり、**事業主・労働者の責務**として、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるものとされています。

- 2 事業主にセクハラ等に関して相談した労働者に対して**事業主が不利益な取扱いを行うことが禁止**されます

- 3 事業主は、自社の労働者が他社の労働者にセクハラを行い、他社が実施する雇用管理上の措置（事実確認等）への**協力を求められた場合にこれに応じるよう努めることと**されます

※ あわせて、自社の労働者が他社の労働者等からセクハラを受けた場合も、相談に応じる等の措置義務の対象となることを指針で明確化します。

- 4 調停の出頭・意見聴取の対象者が**拡大**※されます

※ セクハラ等の調停制度について、紛争調整委員会が必要と認められた場合には、関係当事者の同意の有無に関わらず、職場の同僚等も参考人として出頭の求めや意見聴取が行えるようになります。

お問い合わせ先 都道府県労働局 雇用環境・均等部（室） 受付時間9時30分～17時15分（土・日・年末年始を除く）

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	茨城	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-6924
青森	017-734-4211	神奈川県	045-214-7380	京都	075-241-3212	愛媛	089-935-9222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041
宮城	022-289-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4884
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7167
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-227-0125	徳島	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-225-2017	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡県	054-252-3310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6210	愛知県	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		

- ポータルサイト「あかるい職場応援団」でパワハラスメントに関する情報を発信しております。社内の体制整備に是非ご活用ください。

- ホームページから事業主・労働者向けパンフレットや社内研修用資料のダウンロードができます。社内の体制整備に是非ご活用ください。

都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）



検索

検索

神奈川県最低賃金の改正のお知らせ

「雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。」
「使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。」

○ 令和元年10月1日から、神奈川県最低賃金は
時間額 **1,011円 (28円引き上げ)**
となります。

○ 神奈川県最低賃金は、県内の事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者とその使用者に適用されます。

○ 次の賃金は最低賃金の対象となる賃金に含まれません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ② 随時に支払われる賃金
- ③ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ④ 時間外、休日労働に対する賃金、深夜割増賃金

○ 中小企業・小規模事業者向けに各種支援策、無料相談を用意しています。

詳しくは下記の「神奈川県働き方改革推進支援センター」にお問い合わせください。

※ 神奈川県働き方改革推進支援センター
 神奈川県中小企業団体中央会受託
 電話：0120-910-090 FAX：0120-971-030
 住所：横浜市中区尾上町 5-80
 神奈川県中小企業センター9階

問合せ先 神奈川県労働基準部賃金室
 〒231-8434 横浜市中区北仲通 5-57
 横浜第2合同庁舎8階 (電話 045-211-7354)
 又は、横浜南労働基準監督署 (電話 045-211-7374)

令和元年度の近隣都県の地域別最低賃金

都府県名	最低賃金額(時間額)	発効年月日
東京都	1,013円	令和元年10月1日
埼玉県	926円	令和元年10月1日
千葉県	923円	令和元年10月1日
静岡県	885円	令和元年10月4日
山梨県	837円	令和元年10月1日

神奈川県労働局委託事業：神奈川県中小企業団体中央会受託

働き方改革に取り組み

中小企業・小規模事業の事業主を

専門家が無料でご支援します！

人手不足の解消
に向けた雇用管理

就業時間の削減

同一労働同一賃金の実現

賃金引き上げと
生産性向上

相談無料
秘密厳守



こんなお悩みをお持ちの経営者のみなさん、お気軽にご相談ください。

神奈川県働き方改革推進支援センター

【電話】 ☎ 0120-910-090 [FAX] ☎ 0120-971-030
 【メール】 hatarakikata@chuokai-kanagawa.or.jp
 【ホームページ】 https://www.chuokai-kanagawa.or.jp/htk/

■ 社会保険労務士・中小企業診断士等の専門家が相談に応じます。
 ご希望に応じて、専門家が直接企業に訪問することも可能です。

- まずは、電話・メール・FAX・ご来所にて、ご相談ください
- 例えば、以下のようなお悩みを持つ事業主からのご連絡をお待ちしています。
- ① 新しい36協定について詳しく知りたい
 - ② パートタイマーや臨時社員の賃金の決め方についてアドバイスがほしい
 - ③ 経営改善・生産性向上への取組例や活用できる助成金を知りたい
 - ④ 人手不足の解消に向けた雇用管理の改善についてアドバイスがほしい
 - ⑤ 働き方改革を踏まえ、就業規則を抜本的に改正したい
 - ⑥ IT推進に向けてのアドバイスがほしい
- 専門家を派遣し、ご支援します

事務局だより

新規入会事業所のご紹介

2019年8月に新規入会頂きました事業所をご紹介します。

- ・有限会社 森吉 9名
横浜市金沢区福浦1丁目14-7

新規入会事業所様におかれましては、会員事業所様と共に地域の労務・安全・衛生管理活動の向上に向けた取り組みへのご協力よろしくお願いたします。

新規会員の募集

(公社) 神奈川労務安全衛生協会横浜南支部では、地域内(中区、南区、港南区、磯子区、金沢区)事業所の皆様に対して、加入促進を推進しております。

労安協の活動の紹介を支部ホームページに掲載していますのでご確認ください。

新規会員の加入促進に際し、近隣やお知り合いの事業所等でまだ未加入の事業所様がございましたら、南支部事務局までご紹介をお願いいたします。



台風被害のお見舞い

台風15号により、横浜南地区において浸水等による被害の発生した事業所様に対しお見舞い申し上げます。早期の復旧を祈念しております。

「神奈川労務安全衛生大会」のご案内

- ・日時：2019年11月7日(木) 14時30分～17時15分
- ・会場：レンブラントホテル海老名
海老名市中央2-9-50 TEL：046-235-4411
小田急線、相鉄線海老名駅から徒歩8分
- ・参加費：無料
- ・内容：①労務安全衛生功労者表彰
②特別講演 パラリンピック金メダリスト 成田真由美氏
- ・祝賀会：17時15分～18時45分、会費6000円
- *申込みは、指定の申込書により支部事務局宛てへFAXにてご連絡ください。申込書は支部ホームページで確認してください。

「全国産業安全衛生大会」のご案内

中災防主催の全国産業安全衛生大会を、今年度京都府の「みやこメッセ」を中心に開催されます。

大会における講演、研究(事例)発表は会員企業様の労働安全衛生の取り組みの参考になると思いますので会員企業様におかれましては参加についてご検討ください。

大会テーマ「平安の思いを込めた京の地で 新たに誓う 安全と健康」

総合集会：10月23日(木) みやこメッセ

分科会：10月24日(木)・25日(金)みやこメッセ、京都経済センター他

申し込み：本部ホームページからNET申込みまたはFAXにて申し込みしてください。

同時開催 緑十字展2019 会場：京都パルスプラザ

横浜南支部行事予定(10月～1月分)

行事内容	会場	実施日
労務管理研修会	開港記念会館	10月2日
粉じん作業特別教育	万国橋会議センター	10月4日
リスクアセスメント研修会	万国橋会議センター	10月18日
フルハーネス特別教育	ヤオマサビル	11月9日
優良事業所見学会	崎陽軒・羽田クロノゲート	11月14日
KYTリーダー養成講習会	万国橋会議センター	11月15日
危険体験研修	日清オイリオグループ(株)	11月28日
安全管理者能力向上教育	万国橋会議センター	12月4日
新年安全衛生祈願・賀詞交歓会	伊勢山皇大神宮・日石横浜ビル	1月9日
安全衛生推進者養成講習	JXTG エネルギー(株)根岸製油所	1月21日22日

クイズ どんな危険？

-- 外灯の電球取替え --

状況：

あなたは、電柱に取付けの電球が切れたので取替え作業を行なっている。



(中央労働災害防止協会「短時間 KYT イラストシート集」より) (KYT-28)

1. 電球を取替えるので、電球が壊れたら、

2. 片手を持って身体を支え、もう片手を

3. 電球を握る。

4. 電球を握る。

5. 電球を握る。

6. 電球を握る。

7. 電球を握る。

8. 電球を握る。

9. 電球を握る。

10. 電球を握る。

編集後記

毎年、初秋を迎えるころ今年は紅葉狩りにどこか山里へ出向きたいと思案するのですが愚図愚図しているうちに行かずじまいとなつて、日々街角でみる銀杏の色好きに歓心を寄せておしまいを繰り返します。初秋から晩秋にかけて日本の街角は美しく輝きます。

まもなく、この10月後半には全国産業安全衛生大会が京都で開催されます。参加する各企業・各団体の関係者はその準備に追われていると思います。大会の発表には労働人口減少や働き方改革を意識した安全対策など随所に見られることでしょう。

手助けや配慮があると働きやすくなる方々、あらゆる世代、国籍の方々に対し労働市場の門戸を開いていることが社会の活性のために不可欠であることを日々の報道からも感じます。

わたしたちが暮らす社会は少しずつ変化しています。働きやすい労働環境の整備と安全確保に主眼をおいた取り組みが進むこと、健康が何よりも大切と掲げられる社会であることはありがたいことです。

今後も日本の労働環境がますます良い方向に向かうように、皆それぞれの持ち場で頑張りましょう！ご安全に！ (奥山)